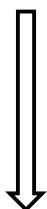


# 利用ガイド

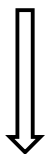
## 利用申し込みの手続き

利用予約申し込み ▶▶▶ 利用日から起算して次の区分に応じて利用日の1か月前までに電話又は直接窓口でお申し込みください。



- ①豊橋市立学校、豊橋市内の愛知県立特別支援学校 利用日の18か月前から
  - ②豊橋市内の青少年団体、豊橋市及び市教育委員会の行事 利用日の10か月前から
  - ③野外活動又は自然体験活動指導者研修、非営利活動団体 利用日の6か月前から
  - ④家族・学生・ボランティアのグループ 利用日の3か月前から
- ※特別な支援を必要とする方の利用は事前に施設へご相談ください。

利用施設等の下見 ▶▶▶ 利用日の1か月前までに電話予約し、施設の設備、貸出物品、利用方法危険箇所、安全対策等について施設職員から説明を受けてください。活動趣旨・目的、プランの概要等を確認させていただきます。施設の概要に沿った活動計画を立案してください。ご利用方法にご希望がある場合は事前に相談してください。



使用承認申請手続 ▶▶▶ 利用日の1か月前までに次の①～③を提出してください。（郵送可）  
①施設使用承認申請書  
②活動計画表（キャンプ計画表）  
③施設使用・物品借用等申請書  
※活動計画表は任意の様式でも結構です。  
利用当日受付時に次の④を提出してください。  
④宿泊者名簿 ※宿泊利用の場合のみ。

手続き上の留意点 ▶▶▶ 施設等の下見が行われていない場合は利用できません。ただし、年度内に再度利用される場合は、2回目以降の利用について施設職員との事前打合せに替えることができます。また、施設を下見・打合せをする日時は事前に連絡をお願いします。

申し込み・送付先 ▶▶▶ 少年自然の家 〒441-3211  
豊橋市伊古部町字下り25-41  
TEL (0532) 21-2301  
FAX (0532) 21-2840

野外教育センター 〒441-3211  
豊橋市伊古部町字枇杷ケ谷57-12  
TEL (0532) 21-2133

窓口時間 少年自然の家 午前8時30分～午後5時15分  
野外教育センター 午前10時30分～午後3時

# 利用申し込み後の手続き（続き）

- 使用承認書の受取** ▶▶▶ 使用承認申請書の受理後に使用承認書をお渡します。  
使用人数・数量は当日の実績数となりますので必ず報告してください。
- ↓
- 利用内容の変更等** ▶▶▶ 利用日までに人数、利用時間、利用設備、借用物品等に変更がある場合は速やかに連絡してください。ただし、利用日及び施設の変更はできません。  
利用を取り下げる場合には、使用取消願が必要となりますので、直ちに連絡してください。
- ↓
- 施設利用中の手続** ▶▶▶
- 入所の手続** … 次の時間に利用される各施設の事務室で入所後速やかに手続きをしてください。
- 宿泊利用 午前9時～午後3時  
1日利用 入所後速やかに。
- ①使用承認書と宿泊者名簿（宿泊の場合）を提出してください。  
②利用人員、スケジュール、利用施設・貸出物品等に変更がある場合はお知らせください。  
③施設職員と活動内容の打ち合わせをしてください。
- 物品の借用と利用**
- ①施設職員から物品を受け取り、数量を確認してください。  
使用方法の説明を施設職員から受けてください。  
②物品を紛失・破損した場合は施設職員の確認を受けてください。
- 設備の使用**
- ①各設備に取り付けの写真・使用マニュアルを確認してください。  
②設備を破損した場合は直ちに施設職員の確認を受けてください。
- ↓
- 利用最終日の手続** ▶▶▶
- 職員の点検**
- ①借用した物品は汚れを落とし返却時に施設職員の点検を受けてください。ただし、利用団体の指導者が点検をした場合はその旨を施設職員へ伝えてください。  
②使用した設備は清掃し、整理整頓して施設職員の点検を受けてください。ただし、利用団体の指導者が点検をした場合はその旨を施設職員へ伝えてください。
- 退所の手続**
- ①事務室窓口で、利用人員、使用設備、借用物品等の確認を施設職員と行い、料金をお支払いください。つり銭がないよう、ご協力をお願いします。納付書等による事後支払いの場合は、職員から説明を受けてください。

## 施設内のルール

以下の事項は引率者から全員に必ず周知してください。

この施設は、青少年の育成のため自然環境の中で学習・体験活動をするための場です。ご利用に際しては、常に次に利用する人のことを考えてご利用ください。

### 環境

施設敷地及び周辺森林は国定公園です。動植物（昆虫含む）の採取は控えてください。ただし、体験学習活動のうえで手に取ることは可能です。

### 火災

森林火災を防ぐため所定の場所以外での火の使用で禁止しております。打ち上げ花火、手筒花火はできません。

### 危険

施設周辺の森林は崖が多く危険なため標識ロープから外へは絶対に出ないでください。また、安易に生き物に触れないよう注意してください。

### 安全

施設入口の門扉は午後5時30分から翌朝6時30分まで閉まります。夜間の外出は他の利用者の安全のため控えてください。

### 消灯

消灯時刻は午後10時です。深夜・早朝は、静かに過ごし他の利用者の迷惑にならないよう心掛けてください。

### けが

野外活動で最も多いケガは火傷です。引率者の方は火の使用に際し細心の注意を払い、必要に応じて施設職員の助言を受けてください。

### お酒

お酒類の持ち込みは禁止しております。

### たばこ

この施設は受動喫煙防止のため施設敷地内全面禁煙です。たばこを吸う方は事前に施設職員の指示を受けてください。

### 飲食

研修室、宿泊室、ロビーでの食事はお控えください。宿泊室へは、水筒等に入れた水・お茶の持ち込みはできます。

### ペット

施設の方針として利用者の方の安全面及び衛生面の理由で犬・猫などの動物の持ち込みは禁止しております。

### 火器

ガスボンベ、カセットコンロ、揮発油類、着火剤の持ち込み及び使用に制限を設けておりますので、活動計画前に施設へご確認ください。

### ごみ

ごみは全て持ち帰りとなります。分別して、施設から出る際に必ず持ち帰ってください。

上記事項の他、豊橋市条例等に違反する行為、施設周辺の伊古部町内に生活する人や他の利用者に対し明らかな迷惑になると判断した場合は、活動の中止・施設利用の中止等を求める場合があります。また、施設の利用上のルールの詳細は、別途施設職員から説明を受けてください。

## 利用者のマナー

この施設は皆様方のご協力により低料金でのご利用を実現しております。  
使用後の設備は清掃し、物品は大切に扱い、次に利用する方が気持ちよく使えるよう常に心掛けてください。

### エネルギーの節約

- 節電、節水に心掛けてください。
- 薪は何十年もかけて育ったスギの木から手作業で作っています。環境に優しい貴重な資源を大切に使ってください。

### 整理、整頓

- 使用した場所は次の利用者が用できるように必ず清掃してください。
- 使ったものは元の位置に戻してください。

### 時間を守る

- 就寝時刻、起床時刻など決められた時間は必ず守り、他の利用者の迷惑にならないよう心掛けてください。  
時間が変わる場合は必ず事前にご連絡ください。

### 駐車場所

- 利用者の方の安全上の理由で、車道及び駐車場以外は車両の侵入を禁止しております。

### 入浴

- 午後6時から午後9時半までに使用し、使用後は必ず清掃してください。
- 石鹸・シャンプーなどは用意しておりませんので、各自でお持ちください。
- 施設にドライヤーはありません。  
使用する場合は施設の職員に相談してください。

### ロビーのご利用

- ソファーでの睡眠はお控えください。
- テレビは野外活動での安全確保のため緊急情報や気象情報などの情報を収集するためにご利用ください。
- 衛生面での理由で必ず職員へ連絡してください。無断でご利用されないようお願いします。